

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 2 | 固定資産税関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。
固定資産税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和3年6月14日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 固定資産税関係事務 |
| ②事務の概要 | ・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、固定資産税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照) ①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価、価格の決定 ②固定資産税額の算定 ③納税通知書による固定資産税額の通知 ④固定資産税に係る証明書の発行 ⑤固定資産課税台帳の照会 |
| ③システムの名称 | 固定資産税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・団体内統合宛名システム・中間サーバー・地方税ポータルシステム(eLTAX) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 固定資産税課税情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項(利用範囲)別表第一の16の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(照会範囲)別表第二の27の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供】情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総合政策部税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総合政策部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5063 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------------|--|---|------|-----------------------------|
| 平成29年7月10日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 固定資産税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。 | 亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 固定資産税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。 | 事前 | |
| 平成29年7月10日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 | 所属長 伊藤 正 | 所属長 丸本 敏文 | 事後 | その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年7月10日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成26年 3月31日 | 平成29年 3月31日 | 事後 | その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年7月10日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成26年 3月31日 | 平成29年 3月31日 | 事後 | その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成30年6月22日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 | ①財務部税務室 ②税務室長 丸本 敏文 | ①総合政策部税務課 ②税務課長 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 企画総務部総務法制室 | 総合政策部総務課 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 財務部税務室 | 総合政策部税務課 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成29年 3月31日 | 平成30年 3月31日 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成29年 3月31日 | 平成30年 3月31日 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | I-1-③ システム名称 | 固定資産税システム | 固定資産税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | I-1-③ システム名称 | 固定資産税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム | 固定資産税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・地方税ポータルシステム(eLTAX) | 事後 | |
| 令和1年5月27日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成30年 3月31日 | 平成31年 3月31日 | 事後 | |
| 令和1年5月27日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成30年 3月31日 | 平成31年 3月31日 | 事後 | |
| 令和1年5月27日 | IV リスク対策 | — | 様式の変更による項目の追加 | 事後 | |
| 令和2年5月27日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成31年 3月31日 | 令和2年 3月31日 | 事後 | |
| 令和2年5月27日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成31年 3月31日 | 令和2年 3月31日 | 事後 | |
| 令和3年6月7日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年 3月31日 | 令和3年 3月31日 | 事後 | |
| 令和3年6月7日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年 3月31日 | 令和3年 3月31日 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |